お知らせ

県税の納税証明書の交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込み等のため、県税（法人県民税・事業税・地方法人特別税、個人事業税等）の納税額又は未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類等をご準備の上、県税部窓口に交付申請してください。

本人申請の場合

①申請書（県税部窓口に備付。県のホームページからもダウンロードできます）

②納税義務者の印鑑（法人の場合は代表者印）

③本人確認ができる公的書類（運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）

④手数料（1通につき400円分の県証紙）

代理人申請の場合

前記①～④のほか、

⑤納税義務者の自署押印による委任状（委任について、ご本人に確認させていただく場合がありますので、電話番号を記入ください）

⑥代理人の印鑑

⑦代理人の本人確認できる公的書類（運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）

納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものですので、窓口での確認を厳格に行っております。ご理解をお願いします。

※郵送による交付申請もできますので、詳しくは県税部までお問い合わせください。

◆問合せ先
下北地域県民局県税部
納税管理課
☎22―8581（内線203）

税務署からのお知らせ

平成28年分の確定申告と納付の期限は、次のとおりです

○所得税及び復興特別所得税・贈与税・3月15日（水）

○消費税及び地方消費税・3月31日（金）

むつ税務署では、申告書作成会場を2月16日（木）から3月15日（水）まで、下北合同庁舎3階に開設しております（土・日・祝日を除く9時から17時まで）。

※所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れにご注意ください。

申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」が便利です

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、誤りのない所得税や消費税の確定申告書、青色申告決算書などを作成できる便利なシステムです。作成した確定申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

「確定申告電話相談センター」をご利用ください

確定申告に関するご相談は、「確定申告電話相談センター」の専門スタッフがお答えしております（自動音声案内で「0」を選択）。

◆問合せ先
むつ税務署　☎22―3294

相談

定例労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金引下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

◆日　時
2月7日（火）
13時30分～15時30分

◆場　所
青森県労働委員会
（県庁国道側向いみどりやビル7階）

◆対象者　県内労働者・事業主

◆相談員
青森県労働委員会委員

◆費　用　無料

◆問合せ先
青森県労働委員会事務局
☎017―734―9832

収入保険制度に関するお知らせ

政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行なっている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行なえば、平成29年分の所得から、青色申告を行なうことができます。（申告時期は平成30年2～3月）

◆お問合わせ先◆
東北農政局青森県拠点地方参事官室
（青森市長島1-3-25 青森法務総合庁舎 TEL 017-775-2151）

衣類等の「洗濯表示」が新しくなりました！

平成27年3月31日に繊維製品品質表示規定が一部改正され、衣類等の繊維製品の洗濯表示が、平成28年12月1日から新JISに規定する記号に変更されました。

＜新しい「洗濯表示」のポイント＞

記号の種類が22種類→41種類に増え、よりきめ細やかな表示に変わります。

これにより、洗濯トラブルの軽減が期待されます。

◎従来より詳細な情報提供

（例）多段階の洗濯温度（4段階→6段階）、自然乾燥方法（4種類→8種類）など

◎新しい類型の表示記号が追加

（例）タンブル乾燥、酸素系漂白剤　など

◎海外で購入した衣類等の洗濯方法の判別が容易に

詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。
(http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html)